

## 生花教室

毎月第2金曜日、午後7時から9時までの時間に活動しています。会員は8名で代表が黒崎力ヲルさん。講師に広瀬 米先生、稻川雅子先生、猪瀬寿子先生の指導で楽しく季節の花々を生けています。

生け終わり、出来具合に満足する人、不満気な人、また、良く出来た点を指摘し合う人たちの姿が見られるのが、生花教室の風景といえるでしょう。生花は、花材により、器により、人により違いが生じます。その違いがすばらしいということです。会員は仲間の仕上げた生花を参考にして、腕を磨いています。



ロウバイをどう生けようか真剣な会員たち

〒329-0611 上三川町大字上三川1223

# 東館南集会所

## 平成18年度 東館南集会所教室参加者募集

東館南集会所では、平成18年度下記の教室を開催します。新年度の参加者を募集いたしますので、希望する人は、3月23日(木)までに申込書にご記入の上、町教育委員会社会教育課社会教育係(☎ 569159)まで、お申込みください。

教室名	対象者	教室開催日等	備考
子ども書道教室	小学生	月2回土曜日 午前10時～正午	教材費として6か月3,500円
書道教室	成人	月2回土曜日 午後 2時～4時	程度の個人負担があります。
民謡教室	成人	月2回月曜日 午後 7時～9時	
歌謡教室	成人	月2回火曜日 午後 7時～9時	
生花教室	成人	月1回金曜日 午後 7時～9時	教材費として1回につき700円が必要になります。
社交ダンス教室	成人	月2回木曜日 午後 7時～9時	初めての人でも気軽に踊れる初心者コースを開設します。
お囃子教室	小学生 ～成人	月2回土曜日 午後 6時30分～8時30分	小学生は、保護者同伴(送迎)でお願いします。

○各教室の開催日は、毎月広報でお知らせします。○申込書は社会教育課社会教育係にあります。

## 3月の教室・講座予定

日	曜	教室・講座	日	曜	教室・講座	日	曜	教室・講座
1	水		12	日		23	木	社交ダンス教室
2	木		13	月	民謡教室	24	金	
3	金		14	火	歌謡教室	25	土	お囃子教室
4	土	書道教室	15	水		26	日	
5	日		16	木	社交ダンス教室	27	月	民謡教室
6	月		17	金		28	火	歌謡教室
7	火	歌謡教室	18	土	書道教室	29	水	
8	水		19	日		30	木	
9	木	社交ダンス教室	20	月		31	金	
10	金	生花教室	21	火	春分の日			
11	土	お囃子教室	22	水				

※東館南集会所は、誰でもお出でいた  
だけるよう、毎週土曜日に開放して  
います。

## ★ 各教室の活動紹介 ★



心をこめて筆を運ぶ書道教室会員

### ★ 書道教室 ★

毎月第1と第3土曜日に開設しています。成人が対象の書道教室は、午後2時から4時までが活動の時間帯です。講師は古谷 昇先生と小久保晴司先生。会員は11名で、宇都宮・書道研究墨池会に所属。代表が菊地としゑさん。

先生から、「楽しく書道に取り組んでいきましょう。」との指導がありますが、一字書くのに苦しいこともあります。真っ白な紙に向かうと、緊張感が生じてきます。

今の時代、この緊張感が貴重なものに思われます。また、教室終了後の、会員同士の楽しい会話も得がたいものです。

### ★ 子ども書道教室 ★

活動日は毎月第1と第3の土曜日。午前10時から正午まで行っています。小学生が対象で会員は21名。代表は保護者の國谷さゆりさん。

会員は、講師の古谷 昇先生と小久保晴司先生から一人ひとり指導を受けて、皆熱心に書道の基本を学んでいます。全員が宇都宮・書道研究墨池会に所属しており、学習の成果として、「墨池」誌の鑑賞ページに、最近、会員の優秀作品が多く掲載されるようになりました。



「先生に臨書を見てもらっています」



## 医療費助成制度



町では次の医療費助成制度があります。助成する医療費は、保険診療となる医療費の自己負担分です。健康診断、予防接種、文書料などの保険診療適用外のものは助成になりません。  
対象となる人は、受給資格証交付申請の手続きをしてください。

### ● 児童医療費助成

- ▼対象者＝当町に住所を有する児童の保護者
- ▼助成期間＝助成対象児の出生日（転入者は転入日）から小学校卒業までの期間
- ▼申請に必要なもの＝健康保険証（助成対象児の名前が記入されている保険証）・印かん
- ▼申請する課＝住民課

### ● 妊産婦医療費助成

- ▼対象者＝当町に住所がある妊産婦
- ▼助成期間＝妊娠届出をした月の初日、（それ以前でも明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため診療を受けた場合は、その診療日〔証明書等が必要〕）から、出産した月の翌月末日までの期間。
- ▼申請に必要なもの＝健康保険証（助成対象者の名前が記入されている保険証）・印かん
- ▼申請する課＝健康福祉課

### ● ひとり親医療費助成（所得制限あり）

- ▼対象者＝ひとり親家庭の親と子
- ▼助成期間＝対象児童が満18歳に達する年度末まで
- ▼申請に必要なもの＝健康保険証・印かん
- ▼申請する課＝健康福祉課
- ▼問い合わせ先＝健康福祉課 児童福祉係  
☎ 569130

### ● 重度心身障害者医療費助成

- ▼対象者＝身体障害者手帳2級以上又は療育手帳A2以上（又はこれと同程度以上と判定される人）
- ▼助成期間＝受給資格取得月（転入者は転入日）から

- ▼申請に必要なもの＝健康保険証・印かん
- ▼問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係  
☎ 569128